

令和7年第3回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和7年9月5日 午前10時00分 開会
午後 2時14分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 西川善浩	2番 横井晶行
3番 柴田三乃	4番 坂本剛司
5番 杉本訓規	6番 欠員
7番 吉村始	8番 奥本佳史
9番 松林謙司	10番 谷原一安
11番 川村優子	12番 増田順弘
13番 西井覚	14番 藤井本浩
15番 下村正樹	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝	書記	神橋秀幸
書記	関元瞳	書記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 10番 谷原一安 11番 川村優子

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開会 午前10時00分

奥本議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、1番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、西川善浩議員。

西川議員 皆さん、おはようございます。西川善浩でございます。

私の今回の一般質問は、新町スポーツゾーンについてと、あと仮称弁之庄・木戸線についてというところでございます。これについては、もう4年前からずっと質問させていただいている項目になります。総括として聞いていきたいなというところでございます。

これより先は質問席にて行わせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

奥本議長 西川議員。

西川議員 改めまして、おはようございます。私、議員の職をあずからせていただいてから連続16回の一般質問ということで、大好評の小ばなしというのも16回目を数えることになります。先月8月4日、大阪・関西万博で行われたSUMO EXPO2025というところに本市がPRブースを出されるということで、様子をうかがいにと観察という意味で私行かせていただきました。市職員、関係者の方はバスで葛城市からずっと行かれたんですけど、私は1人で桜島駅まで行って、また1人でシャトルバスに乗って、暑い中、会場までたどり着いたというところでございました。すごく本当広い会場の中、見つけるのも、そこのブースというか、会場を見つけるのも本当に結構大変で、いろんなスタッフの人には聞きながら、イベント会場はどこかと聞きながら何とかたどり着いて、葛城市的ブースを見たときには、何か帰ってきたなというところでちょっと涙を流したところでございます。涙は流してないですけどね。

そこで、相撲甚句とか相撲発祥の聖地のPRをされておりまして、少しは本当に葛市の相撲発祥の聖地というところの認知度も上がったのではないかということも感じさせていただいたところでございます。それと、わんぱく相撲を葛城市でもやられています。わんぱく相撲の中で優勝された子どもたちも、そこでいろんな相撲の強豪の少年力士が集まる大会に出場されました。結果はどうあれ、本当に奮闘していただいたというところでございまして、この子たちにとっても、本当に大阪・関西万博の中でそういう経験ができたということについては、本当に一生の宝物になったんじゃないかなというふうに感じたとこでもございます。

一通り、そんな感じでSUMO EXPOとかを観察、様子を伺わせていただいておったんですけど、ほかのパビリオンもやっぱり気になるかなと思ってね、外をうろうろとしたんですけど、やっぱりどこもいっぱい、急に行ったもんで、どこもいっぱい、予約も要つ

たりとか、すごく並んでいたりとか、ほんまに待たんとあかんかったりで、ほかのパビリオンというのは見れんかったんですけども、せめて爪跡何か残して帰りたいなと思って、ここで何か食べて帰ろうかなと思ったんです。売店とか見ても、売店見ても入場制限をしてるんです。ほんで、ほかの食べ物屋さんを見ても、かなり並んでて、唯一空いてるなと思ったところにはっと入ったら、たこ焼き屋さんやったんです。たこ焼き屋さんと焼きそば屋さんで。でも、これでもさすがにここで何か食べて帰ろうかなと思って、大阪セットというものを食べて帰ったんですけど、まさか大阪・関西万博まで来て、食べ慣れた味のたこ焼きを食べて帰るなんて、これも僕も言い聞かせて、一生に1回しかないと、ここでたこ焼きを食うのは、というので、これも少し泣きながら食べさせていただいたんです。泣いたんはうそですけどね。

そういうところで、万博、SUMO EXPOのほうもしっかりとPRをしていただいたというところで確認をさせていただいたところでございます。葛城市もこの万博において本当にPRもしっかりとできたと思いますし、これを皮切りに、もっともっとPRを行っていただきて、令和13年に開かれる国スポ、葛城市においては、相撲競技も会場として選定をされているわけで、相撲の聖地イコール葛城市と思ってもらえるようにしっかりとこれからもアピールをしていっていただきたいと、そのように思ったところでございます。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。新町スポーツゾーン、これについては本当に4年前からずっと私が課題として取り上げさせていただいているところでございます。毎年質問をさせていただいておるんですけども、令和4年3月、令和5年の3月、令和6年の6月と内容を少しずつ変えつつも、しつこく質問を続けておりますけども、質問を続けるということは、よう聞いてくださいね。一向に進んでないというところでございますので、今回も新町スポーツゾーンについて聞いていきたいと思います。

それでは、何回も聞くんですけど、新町スポーツゾーン基本計画策定会議はどのような状態で今あるんでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 おはようございます。教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ご質問の件でございますが、前回、令和6年6月の一般質問で答弁をさせていただいておりましたとおり、新町スポーツゾーン基本計画策定会議につきましては、基本計画が策定された段階で当初の目的を達成したことから、策定のための会議というのは一旦終了しておりますが、新町運動公園周辺エリアにつきましては、都市計画マスタープランにおいても、スポーツ振興ゾーンと位置づけ、市民がスポーツを楽しみ、健康増進や交流を図る場としての機能強化を進めるとしております。スポーツ振興ゾーンのエリア内にある新町運動公園、第1健民運動場では、令和13年に本県で開催される第85回国民スポーツ大会のサッカー競技の会場地として選定されていることから、スポーツを通して交流いただける場として、また更に活用が広がるエリアとなるよう、整備計画なども含めまして、新たに検討の機会を設ける必要があると考えております。

以上です。

奥本議長 西川議員。

西川議員 これ、去年もおととしも、その前の年も同じことを言ってくれてはるんです。新たに検討の機会を設ける。それじゃあ、いつですかと。また、どんなメンバーですかというのも昨年も聞いています。その際の回答は、これから準備を進めるので現時点では決まっていないということでございました。これ、ほんまに約4年前から言ってるんですね、これ、ずっと。もっと真剣に考えてもらわんと、いよいよ国スポというのも見えてきて焦ってやらなあかん。もう時間がないとなって、ほんで、時間ない、ないと言って、また行き当たりばったり。そんなことになつたら本当にあきません。ほんまにしつかり考えてほしいんです。こんなばっかり言ってても前向いて進みませんから、次の質問、内容を変更、変えますね。

国スポについて聞いていきます。令和13年に国民スポーツ大会が奈良県で開催をされますけども、前回の答弁では、相撲とサッカーについては、会場地に選定をされるというふうに聞いております。その後の進捗についてはどうなっているか、お聞かせ願えますか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 令和13年に奈良県において開催が予定されている国民スポーツ大会におきましては、サッカー競技として新庄第1健民運動場を、相撲競技については葛城市民体育館を競技会場として既に選定されているところです。その後、令和7年2月には、第3次選定において、バレー ボール競技の成年女子の競技会場として當麻スポーツセンターが選定されました。葛城市においては、サッカー競技、相撲競技、バレー ボール競技の3競技が競技会場地となつております。令和7年度におきましては、中央競技団体による正規視察が行われる予定で、令和7年11月に相撲競技、令和8年1月にはサッカー競技、同じく2月にはバレー ボール競技の会場を視察される予定となっています。国民スポーツ大会奈良県大会の令和8年度以降の全体のスケジュールといたしましては、令和8年には奈良県においての開催内定、令和10年に開催決定となり、1年前の令和12年には正規競技のリハーサル大会、プレ大会が開催されまして、令和13年に国民スポーツ大会の開催となる予定となっております。

奥本議長 西川議員。

西川議員 また新たに、サッカー、相撲のほかに、成年の女子のバレー ボールというのが選定をされたということでございます。葛城市、結構受け持つてるとかと思うんですけど、ほんましつかり進めていただきたいし、国スポに関しては進めていっていただきたいなというふうに思っておるところでございます。特段、令和7年に正規視察があるということで、サッカーの選定会場となっております新町第1健民運動場の芝生なんですけど、一時心配な状況でありましたけども、現在の状況というのはどうなっておりますか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 新町第1健民運動場並びに新町公園球技場の天然芝の状況につきましては、今年の春頃から生育の悪い状況があり、6月に開催された大会においては、関係者の皆様には大変ご心配をおかけすることとなりました。原因といたしましては、4月頃からヨトウムシが例年に比べ多く発生し、根まで食害が出たことや、5月に低温が続いたことにより生育が遅れたことが主な要因であると考えております。この状況を受け、新町公園球技場では5月中旬か

ら、新町第1健民運動場につきましては6月初旬から芝生の補植作業を行いまして、通常月1回の粒状肥料に加えて液状肥料の散布、芝生の育成を促すために1週間に2回以上の芝刈りと毎日の散水作業を行い、8月上旬には良好な状態を保てるようになってきております。以上です。

奥本議長 西川議員。

西川議員 私も、奈良県のインターハイのサッカーの決勝、これ、後輩たちが出てましたので応援に行つたんですけど、本当に芝がないところが多数あります、砂ぼこりもぱっと舞うような状態でございました。ほんまに選手たちはかわいそうなコンディションの中、試合をしておるなどというとこを感じたとこでございました。そこから僕も気になって、やっぱり幾度となく現地に確認に行っておるんですけども、職員さんの努力もあって、何とか戻りつつあるんじゃないかなと感じておるとこではございます。しかし、職員さんの努力で何とか管理をしていただいておるんですけども、国スポの会場とか、やっぱり高校サッカーの聖地というようなことを保つとなると、限界があると思うんです。今後は、管理についても検討を重ねていく必要があるんじゃないかなと思います。

それでは、正規視察の後、これから正規視察があるということですので、その後の市の体制、それと施設などの整備についてどのように進めていくのかというところを聞かせていただけますか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 中央競技団体による正規視察では、競技施設の課題及び施設整備の方向性などを確認していくこととなります。これらの課題等を踏まえまして、国民スポーツ大会に向けての施設の整備計画並びに国民スポーツ大会開催後の施設の活用の在り方などについて、今後、検討の場を設けてまいりたいと考えております。また、今後は奈良県と同様に市のほうにも準備室等を設置し、奈良県と連携を図りながら施設整備や大会開催までの準備作業について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

奥本議長 西川議員。

西川議員 施設の整備について、あと国スポの準備室をつくられると。その中でいろいろと決めていくと。これについては、相撲競技のこともそうですし、サッカーのこともそうですし、今回新たにできた成年女子のバレーボール、その辺も、施設の整備、どこの会場でして、どういうふうな練習場が要るかとか、そういうことも考えられていくとは思うんです。そういうふうに国スポのことについては進められるというのは分かるんですけど、僕がずっと話をする新町スポーツゾーンの、これ、都市マスにおいてもスポーツ振興ゾーンというふうに位置づけられておるというとこでございます。国スポ、これは契機にはなると思ってます。これも何年か前から国スポの話が出てきて、契機にはしていただきたい。そやけど、やっぱり軸とするそういうスポーツゾーンの基本計画なり、あこの場所をどうやって市は考えておられるのかというところが一向に出てこないと。その会議体もつくってくださいねって言うても、ずっと検討するということで置かれているというとこなんです。あくまでも国スポというの

は、最低限の整備であると私は考えております。その後の活用とか、あこのスポーツゾーン、その活用とか、スポーツゾーンのエリア全体の在り方について、市として、これ何回か聞いてると思うんですけど、どのようなビジョンを持っておられるかということを最後お聞きしたいと思います。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。前回のご質問に対する答弁と内容がほぼ重なるとは思いますが、

新町運動公園周辺エリアにつきましては、市民の皆さんのがスポーツを楽しみ、また、健康増進を図るなど、スポーツを通して交流を深めていただくための非常に重要なエリアであると考えております。新庄第1健民運動場については、令和13年に奈良県で開催予定の国民スポーツ大会において、サッカー競技の会場地になっております。国民スポーツ大会が開催されることを契機に施設の整備を進めることになりますが、新庄第1健民運動場を中心にどのように整備していくかということについては、市民の皆さんにとって施設等がどのように有効利用されているのがよいのかということを最優先に考えることを基本として思っております。その上で開催後の活用方法やエリアの在り方について検討してまいりたいと考えております。というのが私の答弁なんですけども、それとは、また別に考え方だけお話しさせていただけますか。

わかくさ国体自身は、今から約40年前、1984年でしたか。昭和59年に開催されました。ですので、40年前にはもうそれなりの整備がされていたということなんです。ただ、その当時の状況と今の社会状況、奈良県の状況もそうなんですけども、スポーツに対する投資の考え方というのが若干変わってきてるよう思います。その中で新たな投資をするということにつきましては、非常に慎重にならざるを得ない状況にあるということは事実でございます。その中で、これは社会状況の変化とも考えなければいけないのですが、葛城市全体としてどのエリアにどのようなものを、将来的にですよ、短期的ではありません。当然、今、短期的には、今現在ある施設を大切に維持しながら、補修を重ね、更新をしながら使っていくというものがベストであると考えておりますが、これが仮に30年、40年というスパンの物事を考えたときに、どのエリアでどのような施設を持つのかということは、新たな検討課題になる時代が訪れるであろうという可能性を思っております。そういう意味におきまして、短期的な投資の在り方というのは、葛城市でできる投資の範囲の中で最大限尽くしたいとは思いますが、もう少し長いスパンの考え方については、もうしばらく整理をする必要があるのでないかという考え方も持っておるところでございます。

そのような全体的な議論を深めた中で、これから葛城市全体のスポーツエリアもそうですし、いろんなゾーン設計というのは、決して大前提となるものを固定するものではないという考え方を持っているということだけはご理解をいただきたいと思います。議員ご指摘の思いというのはよく分かっておりますので、今、葛城市にできる整備を最大限やっていきたいという思いは持っております。

以上でございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 今、市長の思いを聞かせていただいたんですけど、これ、令和8年のときにまた都市マスも見直しをすることもありますし、いや、僕は、やっぱりあそこはスポーツゾーンと位置づけられておるので、やっぱりあこであらゆる世代の方が、健康増進も含めて、あらゆる世代の方が交流できるようなゾーンにしていただきたいというのは僕の思いでございますし、例えば、あそこ、浸水も結構あるエリアでございまして、例えば僕のアイデアとしたら、グラウンドを整備するときに、またその下を調整池にするとか、ほんで、これ、川西町でもやられてますけど、インラインスケートですか。ああいう調整池をインラインスケート場に変えたりとか、いろんなアイデア、例えば、民間の Park-PFIとか、その辺の手法とかいうのも、民間の事業者、資金の調達とともに、その辺のこととも、いろんなことを含めて考えていくっていただきたいなと。市単独ができるということもなかなか難しいこともあると思いますし、今回、樋原のほうにアリーナとか、これは県がすると思いますけど、その辺とも、隣なんで、今、いろいろと公共施設の利用というのもシェアするような形もとられてると思いますし、そういうスポーツの施設というのもシェアできるようなことを考えながら、そのスポーツゾーンのエリアというのもひとつ考えていくっていただきたいなと。

市長の思いというのも大体今分かりました。時代によっても変わってくるということも分かるんですけど、僕の思いとしては、やっぱりあそこに市民の方が集って、子どもたちも、お年寄りまで健康増進を目的に集って交流を深める場所であってほしいなというところが私の思い、4年間ずっと訴え続けてるんですけど、まだ情熱が足りひんのかなというところでございますので、また次の、もし、一般質問する機会があれば、またこれは続けていきたいというところでございます。ありがとうございます。

それでは、この質問については閉じさせていただきますので、続いて、仮称弁之庄・木戸線、これもずっと言ってるやつなんんですけども、令和6年3月、昨年の3月の私の一般質問の中で、あらかたのルートについてここで明らかになりました。また、そのルートを都市計画道路として都市計画決定をしていく条件というのも示されたというところでございます。その中でおっしゃられておりましたが、尺土駅前周辺整備事業の完了が必須であるということで回答いただきました。そのためにも、事業認定を進めるために奈良県と事前の協議中であるということも回答いただいたというところでございます。

昨日、吉村議員の質問の中では、収用事業の対象となっているその1軒については、交渉の中で少し前向きな話も出ているということで話があったんです。これについては、引き続き市として丁寧な説明を続けていただきたいと思うんですけども、事業認定については確実に進めていかなければならないというふうに考えておるとこでございます。

その後、この答弁を受けてから1年半が過ぎましたけども、尺土駅前周辺整備事業における事業認定の進捗については、どのような状況であるのかというところをお聞かせ願えますでしょうか。

奥本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

事業認定の進捗についてでございますが、事業認定に係る奈良県との事前協議中で、駅前

広場部分をどのように事業認定範囲に含めるかが課題となっております。また、尺土・春日神社東線を事業認定範囲として関連性を持たせていくのか等の課題もあり、委託事業の成果を再確認し、方策等について協議を続けている状況でございます。

奥本議長 西川議員。

西川議員 また、もう言いたくないんですけど、これ、いつまでこの事前協議というのをするつもりなんですか、というところなんです。市がこれやる気がないんか、県のほうが乗り気じゃないんかというのが、どっちなんかなと。要は、一体いつになつたら事業認定ができる、尺土駅前周辺整備を完了して、本当に本市にとって、本来のまちづくりにとって大事な仮称弁之庄・木戸線、この都市計画決定はいつできるんですかと。さっきも言いましたけど、令和8年は都市マスの変更もございますし、尺土駅前のあそこの道路に、恐らく国道の166号線までは厳しいと思います。前の説明を聞いた中で、アンダーパスにしてあの線路をくぐるか、オーバーパスで線路の上を超えるか。これ、なかなか現実的ではないというのも恐らく皆が分かったと思います。そやけど、その必須条件としては、尺土駅前のあの通り、あそこに道をつなげなあかんというところでございます。いつになつたらできんねんというところなんです。僕が言うてるのは、都市計画決定をいつになつたらできるんですかということを、その前の段階の事業認定もできないし、その前の事業認定のまだ事前協議中を1年半かけてやられている。1年半じゃないんですよ。もう4年ぐらいかかるってそういうところなんです。

昨日も吉村議員の中の話でもありましたけども、1軒を残して、その周りをロータリーをしていくという話もありました。これは最終手段ですよ、僕からしたら。こんな市にとっては格好悪い話ないと思います。本当に。マスコミであそこ1軒残って、陸の孤島になってという、ちゃんと、やっぱりその方にも失礼ですし、市としても恥ずかしいことなので、事業認定をしっかりとやって、本来の尺土駅前の整備を完了させなあかん。その後、やっとこれができるというわけですよ。弁之庄・木戸線の都市計画決定が。これ、新市建設計画、もう21年前になるんですかね。そのときからもずっとある。その前、新庄町から言うたら、中道・諸鍬線、これが弁之庄・木戸線にずっと続いている。そやから、もっと、30年、40年、そういう話がある中で、これ、いつまでやっていくんですか。いつになつたらできるんですかというところを本当に考えていただきたい。ほんまにそう思います。

これ、市長、ほんまにね、市長はこれからまだやられると思いますけど、市の最重要課題としてしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思うんです。これができる、僕は思うんですけど、本来の旧新庄町、旧當麻町の合併というのがしっかりと成り立つように、私はそういうふうに感じておるとこでございます。でもね、これ、今ずっと質問していくこうと思ったんですけど、議長、これ以上進めないんです。僕は弁之庄・木戸線のことについて聞こうと思うんですけど、これ以上進められへんのです。そやから、苦言だけで終わってしまうんですけど、これは本当に真剣に取り組んでいただきたい。市長、お願いします、これは。というところで、後の質問は取り下げさせていただきたいと思いますけど、議長、よろしいですか。

奥本議長 市長の答弁はよろしいですか。

西川議員 市長、よろしくお願ひします。いや、もういいですよ、答弁は。言ってないんでね。
以上で一般質問を終わります。

奥本議長 西川善浩議員の発言を終結いたします。

次に、12番、増田順弘議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。
12番、増田順弘議員。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただき
ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は3点ございます。まず1点目、空き家対策についてお尋ねをいたします。
2点目、防災対策についてお尋ねをいたします。3点目、農業の活性化についてお尋ねをい
たします。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

なお、これよりは質問席にて進めさせていただきます。よろしくお願ひします。

奥本議長 増田議員。

増田議員 よろしくお願ひを申し上げます。

令和5年9月議会の一般質問で指摘をさせていただきました空き家対策についてでござい
ますけれども、空き家対策の遅れについて質問をさせていただきました。本年度からようや
く実態調査並びに空き家対策計画に取り組んでいただくということでございますが、現在の
進捗状況についてお尋ねをいたします。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願ひいたします。

令和6年度から令和7年度にかけて、複数年契約により事業を進めている空家等実態調査
及び空家等対策計画策定業務につきましては、令和6年度に実態調査を実施いたしました。
令和7年度には、空家等対策計画の素案を作成した後に、7月に空家等対策計画策定委員会
を開催し、計画案についてご意見等をいただきました。なお、空き家の実態調査では、葛
城市的空き家の件数は540件となっており、前回調査した29年度においては411件であったこ
とから、129件増加している状況でございます。この540件のうち、外観上利活用可能な物件
は64%程度、外観上利活用できないと判断できる物件は7%程度となっております。

奥本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。実態調査していただいて、やっぱり空き家が増えているという実
態。それから外観上活用ができるという空き家が64%もあるということですので、これはね、
今後の計画の中で空き家対策を進める上で重要なポイントかなというふうに思います。

それでは、今後のスケジュールについてもお聞かせを願いたいと思います。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 今後のスケジュールにつきましては、7月に開催した空家等対策計画策定委員会で委
員の方々からいただきました意見を反映した葛城市的空家等対策計画案を、本会期中の総務
建設常任委員会にて報告させていただく予定をしております。その後、10月中旬頃にパブリ
ックコメントを実施する予定でございます。パブリックコメントで寄せられた意見を反映し、
令和8年の1月下旬頃に空家等対策計画策定委員会を開催する予定です。委員会で計画案に

ついて承認いただいた後に、葛城市空家等対策計画として策定していく予定でございます。

奥本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。今、お聞かせを願ったら、今回の実態調査をしたことによって非常に前進、空き家対策の具体的な取組に着手していただいたということで、ありがたく思います。空き家の課題というものについては、周辺に対する影響、これが一番市民にとっては心配をするところでございます。そういったことで周辺への影響対策、それから、所有者が空き家を取得した後に適正に管理をしていただくと、この2つの点が非常に重要な課題であると私は思っております。こういった方々に対する市行政のフォローといいますか、支援といいますか、アドバイスといいますか、そういったことも必要になってくるかというふうに思います。そういった意味で一番身近な方法としては、相談体制といいますか、相談窓口を実施していただくということが必要かなというふうに思います。このことについてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 現在の相談体制として、空き家の所有者からの相談については、専門的知見も必要なことから、空家等対策実施支援業務としてNPO法人空き家コンシェルジュに委託しております。隣接者からの相談などについては、企画政策課が窓口となり、現場に直接出向き確認を行い、関係課や関係機関に連絡を行い対応している状況です。隣接者からの問合せで最も多いのが、空き地内の草木が放置されており、隣接地の敷地まで入ってきているという相談です。ただし、空き家の敷地内に入って作業するなどの対応ができないため、このような場合は、適正な管理をお願いいただく旨の文書を送付しております。この際にも、実際の現地の状況写真をつけるなど工夫しながら確認いただけるようにしております。なお、令和6年度でこのような通知を行った件数は14件ありました。

奥本議長 増田議員。

増田議員 よくある苦情といいますか、はみ出るとか、木が生い茂るとかという、空き家で一番よくある迷惑状況やというふうに思います。今、お話ございましたように、文書をもって適正に管理をしてくださいという指導をしていただいたということでございますけれども、市としても、これ、文書で指導するという、もう少し踏み込んだアドバイスなり支援体制といいますか、そういったことも、どこに行っていいか分からぬとか、近くにおられない方については特にそういうこともあるかと思うんですけども、業務を委託する、そういった業者のあっせんであったり、そういった具体的な支援も必要になってくるかなというふうに考えます。

改正空家特措法というものが新たに空き家の対策の中で改正をされました。その中には、空き家をどのように活用するかということが、今後の空き家対策を進める上で重要なキーワードになっておるというふうなことも伺っております。本市の計画の中ではどのように進めようとしているのか。また、価値のあるっていいますか、先ほどあった64%の活用可能な空き家、非常に多くございますけれども、そういった64%の空き家をどう活用するか。また、歴史的な価値のある空き家についてどう活用するかということも、今後の空き家対策につい

ては重要な手法かなと。

私、先日テレビ見てたら、空き家の番組がございました。空き家の値段が幾らの価値があるか。計算をされてる様子を見ると、まず、空き家を解体する費用の計算をされてました。それが200万でしたか、そのぐらいです。資産的価値、要するに土地の評価を計算されて、同じく200万、トータル、この空き家ゼロ円ですみたいな、そういった、壊すことを前提に考えるとそういうふうなことになる。しかしながら、葛城市内でもよくあるんですけども、古民家カフェとか、そういった古い価値、まだまだ使える値打ちのある空き家、これの活用の方法も非常に今後は考える必要があるのかなというふうに思いますので、このことに関してどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 空き家の利活用において、現在、本市では、空き家の利活用の観点から、これまで取り組んでいなかった、奈良県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会奈良県本部に加盟する市内不動産業者などの民間事業者との連携を図っていきたいと考えております。また、このほかにも、大字区長様とも常日頃から連絡を密にしていくことも重要であると考えております。また、例えば歴史的価値のある建物が空き家になった場合などについては、その対応策について関係部署とも慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

奥本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。今お話ししました、各方面から、単なるといいますか、所有者に対して指導、規制をするだけではなしに、これを活用する方法であったり、値打ちを上げる方法であったりというようなことも含めて、空き家対策に取り組んでいただきたいなというふうに思います。今回のお話を聞かせていただいて、やっぱり空家等対策計画、この策定、それから実態調査をしていただいたことによりまして、空き家の解消がぐっと前進した、一步踏み出せたというふうに感じました。今後とも、期待に応えられるよう空き家対策については、しっかりとご対応をよろしくお願い申し上げておきたいと思います。空き家につきまして、最後に市長のお考え、お聞かせをください。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 葛城市的空家等対策計画の策定後には、関係部局の連携、法定協議会、組織の設置を行い、空き家等の予防、適切な管理の促進、管理不全空家や特定空家等に対する処置を行うため、民間事業者とも連携しながら相談体制の整備を行っていきたいと考えております。また、特に空き家の利活用面については、所有者の意向や空き家等の価値にもよりますが、それぞれの特性に応じた活用方法を、空き家協議会に加盟する団体などと連携を図っていくことも重要であると考えております。

以上でございます。

奥本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。前回に質問させていただきましたとおり、空き家の実態調査並びに計画につきましては、奈良県下12市の12番目にやっとやっていただいたということで、遅

まきながら、ほかの市町村に追いついた段階でございます。気を緩めることなく、更に解決に向けてよろしくご努力のほど、お願いを申し上げておきます。

次に、防災について、特に災害の備え、それから避難所に関連してお尋ねを申し上げます。先日、共同通信社が、全国の市区町村長を対象にアンケートをされました結果、避難所のトイレ数について49%が政府の基準を満たしていない。この政府の基準というのは、昨日、松林議員が質問された内容になります。基準を満たしていないということが、どかんと奈良新聞のところに掲載をされておりました。このアンケートについて、本市においてはどのように回答されたのか、お尋ねをいたします。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 おはようございます。総務部の林本です。よろしくお願ひをいたします。

まず、結論から申し上げますと、本市は満たしていないという回答をしております。ただし、併せて、時期のめどは立っていないが、今後満たす予定であるとも回答しております。スフィア基準を踏まえて改定されました国の大いにガイドラインにおけるトイレの設置基準につきましては、災害初期段階では50人に1基以上、安定期では20人に1基以上となるよう推奨されております。現在、本市では、トイレカーの導入や簡易トイレの配備数を増やすとともに、災害時の応援協定を強化しているところでございます。今後も引き続いて国や県の支援制度も活用しながら、スフィア基準を踏まえた国の大いにガイドラインにのっとった避難所のトイレ環境の改善に計画的に取り組んでいく予定でございます。

以上です。

奥本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。幾度となく、災害時のトイレにつきましては、重要課題、避難所の一番にトイレ問題というのが列記をされております。新聞にあわや46%の市区町村長が基準を満たしていないと言われると、非常に不安をあおるような記事かなというふうに感じましたので、ここで改めて確認をさせていただきました。基準を早期に達成できますように、ご準備のほどよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

次に、これまた違った国の資料でございますけれども、資料2ページをお願いをいたします。これは避難所についての指定緊急避難所と指定避難所の違いというふうなことで資料を出しました。災害発生時のおそれ、または災害が発生した際に避難勧告が発令をされます。ちょっと見にくいですけども、最初の矢印のとこです。まず、緊急的に避難する施設が指定緊急避難所というふうにありますけれども、まず、発令がされると指定緊急避難所に避難をすると、こういうふうに国の資料ではなってます。本市におきましては、これ、どこかといいますと、皆さんもご承知のとおり、各地域の公民館になってます。一番先ですよ。何か発令されて避難しましょうと防災無線で流れたとき。次に、災害発生後、自宅の安全確認をした結果、生活不能な場合に被災者が一定期間避難生活をする施設、これがこの図の右側にありますけれども、指定避難所になります。これは、小学校、中学校の体育館、それから中央公民館等々となっておると、こういうことです。一番最初に行くのは、地元、地域の公民館ですよ。それから、それに付随する広場、ここに最初避難しましょうねというのが、国の指

導に、基準になってます。

なぜ、私、これ言うかというと、私、こういうふうに避難をするという手順知らなかつたんです。避難訓練やるときには、最寄りの小学校、中学校の体育館に避難するんだと、そういう認識でおったんですけども、国の指導ではそうじゃないんですよ。さらに、一般避難所では避難生活に支障がある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者など特別な配慮が必要な方のために避難する場所として福祉避難所が開設をされます。これは福祉総合ステーションであったり、民間の老人ホームであったり、公立の幼稚園、こども園、こういったものが葛城市においては指定をされておるということでございます。繰り返して申し上げますけれども、災害初期に避難する場所は、まず地区の公民館であるということですが、市の考えと相違はございませんでしょうか。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 ただいまの増田議員のご質問でございますけれども、まず先ほど、重複いたしますが、各避難所の役割を改めて説明させていただきますと、指定緊急避難場所は、あくまでも命を守るために緊急一時的に避難する地域の公民館などを指しております。次に、指定避難所は、自宅に戻れない方が一定期間生活できるように開設する学校体育施設等の施設でございます。さらに、福祉避難所は、高齢者や障がいのある方など特別な配慮を必要とする方が安心して過ごせるよう、幼稚園や福祉施設などを活用して設ける二次的な避難先でございます。議員ご質問のとおり、本市の今申し上げました流れの中で、まずは指定緊急避難場所に一旦集まつていただくというような流れになっております。

以上です。

奥本議長 増田議員。

増田議員 ということは、これ、指定緊急避難所である地区の公民館、緊急的に重要な役割を果たすことになります。地区の公民館が、その受入れ体制、備えができるのかどうか。また、何が必要なんか。耐震性であったり、備蓄品であったり、行動マニュアルであったり、やはり準備が必要であるというふうに思います。このことについて市の考え、お尋ねをいたします。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 指定緊急避難場所ごとに避難できる災害種別というのがまず異なっておりまして、想定される災害種別であります、洪水、土砂災害、そして地震ごとに安全であることがまず条件となりますので、特に耐震基準を満たしていない公民館などには地震時には避難されないよう、こちら現在改訂作業中の地域防災マップに、市民の皆様に少しでも分かりやすいように災害種別ごとの表記を行う予定をしております。

次に、備蓄品や行動マニュアルでございますが、地域における自助、互助の一環といたしまして、まずは備蓄品につきましては、災害発生後は道路の混雑や安全確認で指定緊急避難場所に足止めとなるケースも考えられますので、必要最低限の飲料水、簡易トイレ、毛布、懐中電灯、ラジオ、メガホンなどの情報伝達道具の備蓄をお願いしたいと考えております。また、行動マニュアルの作成につきましては、指定緊急避難場所は命を守るための緊急一時的な場所となりますので、避難される市民の方がその後にどう動くかのマニュアルは大変重

要であると考えております。内容的には、安否確認の方法、避難者の受入れ体制、そして初期対応、移動、連携などを記載した行動マニュアルの作成が必要と考えております。

以上です。

奥本議長 増田議員。

増田議員 今、部長のほうから説明ございましたように、現状の防災マップの中には、指定緊急避難所と指定避難所の位置づけが不明確のように思います。改訂されるということでございますので、こういうお知らせが出た場合は、まずはこういう行動をとりましょう、どこへ行きましょうというの、市民にとってやっぱり統一見解を持っておくべきというふうに思いますので、一時的という部長の説明もございましたけども、まずはどこ行くんだと。その受入れ体制はこういうものが要るんだということを改訂防災マップの中で明確にしていただく必要があるのかなと、こういうふうに思いますので、避難誘導の指導については、十分適切なご指導をいただきますようお願いを申し上げておきます。

先ほどのご答弁の中にもございましたが、避難所の受入れ体制についてでございます。市の備蓄品につきましては、前回質問において項目ごとに確認をさせていただきました。今回は、熊本地震における避難所でのアンケートといいますか、不足して困ったものというアンケートをとられたということで、資料8ページ、お願いします。ここで41.6%の方が、生活用水が不足して困ったと、こういうふうに答えておられます。複数回答ですんで。水の確保は、葛城市、以前に質問をさせていただいた折には、生活用水については、飲料水と別に学校のプールの水を確保して生活用水に使っていただくように考えておるということでございました。

私、これ、生活用水、困ったって、いろいろと想定をしました。飲料水はペットボトルに入つて、25本段ボールに入つて10トン車に積み上げられることもできます。トラックに積み上げることもできます。ところが、生活用水、プールの水をどうやって運ぶんかな。これ、輸送面で難しいということが、熊本地震における生活用水の不足というものにつながったのかな。給水車とかも飲料用水用ですんで、それを生活用水に使われない。ところが、トイレ問題も含めて、生活用水、お風呂とか体を拭いたりとかということも含めて、私は非常に生活用水の不足というものに対しては気がつかなかつた備蓄品、輸送体制のことです。そういうものも気づきの1つでございましたので、それから、前の調査をさせていただいたものから抜けてたのが、よくあるお話ですけども、携帯電話等の充電装備、これも不足して困ったよという、アンケートの回答の中に多くあったということです。それからラジオです。そういう情報を得るための、今回の台風においても、ラジオの報道というのは非常にリアルタイムに災害時の情報伝達の1つとなります。そういうものも不足して困ったという項目の1つに挙げられております。このようなものの備蓄についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

奥本議長 林本総務部長。

林本総務部長 避難生活におきましては、過去の被災地の教訓からも、不足されると想定される物資は多くございます。議員お述べの、まず生活用水につきましては、本市では、先ほど議員が

お述べのとおり、各指定避難所においてプール等の水を活用する想定をしておりますが、それらの生活用水を指定避難所から本来命を守るために緊急一時的な役割を担う指定緊急避難場所へ輸送するということにつきましては、人員や輸送手段の確保の観点から難しいと考えております。一方、携帯電話の充電装備品、ラジオ等は、各ご家庭においても非常時に持ち出していただくアイテムといたしまして啓発をさせていただいております。

以上です。

奥本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。緊急時、ラジオを提げて避難していただく方がどれだけおられるかということ、避難用の持ち出し、日頃から用意していただく中にそういうものも入れておいていただくということの指導かなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

災害に対する備えにつきましては、前々回の質問と重なるわけでございますけれども、これで十分だというふうなことはございません。過去の災害の教訓を基に、できる限りの気づいたことについては、備えの充実を重ねていただきたいなというふうに思います。ここで防災、特に災害の備えと避難所対策についての市長のお考え、お聞きをいたします。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 議員におかれましては、3月議会に引き続き、本市の防災対策について様々な観点からご提言をいただきしておりますことに感謝を申し上げます。

まず、トイレ基準ですが、アンケートの質問に関しましては、市町村の考え方で若干回答結果も変わるものでないかと考えておるところでございます。本市の場合は、数字的な基準はもちろんですが、少しでも快適な、被災者がストレスを感じないトイレの在り方も意識しながら、また、ライフラインの被災状況に応じてトイレの種類についても充実させたいと考えておるところでございます。

次に、災害時の市民の方々の避難誘導ですが、災害が起これば、まずは命を守る行動をとっていただき、地域の公民館など指定緊急避難所へ緊急一時的に避難し、そこで地域の方々と合流し、自宅が崩壊などにより住めない場合には、安全な方法で速やかに指定避難所へ移動していただくという流れになっております。コロナ前までは、各小学校区で防災訓練を行ってまいりました。そのときの訓練の1つとして、地域の皆さん方が公民館に集まって、ロープ等を持ちながら指定避難所のほうに避難していただくというメニューも実はあったのは、そのことでございます。ですので、緊急避難所というのは、そちらで生活するのではなくて、あくまで集合し、身近な人たちの安否を確認し、安全な形で移動するというための一時的なものであるという認識もあるのかなと感じておるところでございます。今現在は、コロナ禍からは、指定避難所ごとに防災訓練をやっておりますので、またそのような意識の統一も図っていく必要があるのかなという考えを持っております。

次に、部長答弁にもありますように、現在、地域防災マップをリニューアルし、市民の方々に伝えたい情報も最新のものにしつつ、職員が全大字を回ってそれぞれの要件等に落とし込んだものを今年度中に全てのご家庭に配布予定にしております。いま一度、地域やご家庭において、新しい地域防災マップを囲んで、災害が発生した場合の避難行動や、日頃から

の備えについて話し合っていただく機会になればと考えておるところでございます。市においても、市民さん方の避難訓練を継続しながら、いざというときの対応スキルを市民の方々とともに向上させたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、過去の災害、地震の被災地からの教訓というのは、国の法律や予算、更にガイドラインに大きな影響を与えるとともに、本市の防災対策の方向性にも同じことが言えます。議員ご指摘のとおりです。災害に対するものというのは終わりがございません。葛城市に不足するものがあれば随時足していきたいと思いますし、今現在、公共施設等で避難所に、先日の議員からの一般質問ございましたけども、避難所1人当たりの面積を確保するのであれば、まだ未利用の公共施設があるのかないのかも含めて、検討してまいりたいと思いますし、また、受援体制の整備も不足しておりますと感じておりますので、早急に段取りを進めていきたいという考え方でございます。今後とも、防災対策に全力を挙げて努めてまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

奥本議長 増田議員。

増田議員 市長のほうから、ご丁寧なご答弁をいただきまして非常に心強く思っております。今回、防災について、私、マップの改正知らなかつたんです。ちょうどいいタイミングで質問させていただいたなと思ってるんで、せっかくの機会ですんで、私の気づいた点についても参考にしていただいて、充実を図っていただきたいというふうに思います。

次に、農業の活性化についてお尋ねをいたします。タイトルが思いつかなかつたんで、中身のほうで説明をさせていただきます。米に関する報道、これは前回の質問以来、いまだに話題となっております。市内の田んぼ、圃場も今、傾きかけです。穂出たのが8月の末ぐらいから、やや傾きかけぐらいの時期になってきております。先日、JAならけんのほうに、今年のお米、一応仮渡金ということで、仮の農家に支払う値段、概算金とも言いますけども、その値段が、農家から買い取る、農協が支払う。何と、一等60キロ3万円。この3万円は、実は半月前に聞いたら2万4,000円ということで農協の広報誌のところに載ってたんです。ところが、3日前に行くと、新たに3万円追加支払いのチラシを見て、どうしたんだと。これは恐らく、市場での卸さん等の相場が、市中の相場に合わせたということになつたるんなというふうに推測をいたしますけども、3万円という値段につきましては、全国的にもトップクラスの価格になるのかなというふうに思います。

昨年の最終的な生産価格、農家に支払ったお米の価格2万円でございましたんで、去年より1万円高く、50%になりますか、上昇率としては、そういった価格でございます。農家の方に聞くと、すごいなという感触はないんです。多くの方が言われてるのは、高いのもええけども、農産物によくある高騰、相場ですんで、高くなるということはあるんですけども、一時的な高値じやなしに、安定した価格で推移るべきかなというふうなことも農家の方からはお伺いをいたします。そりやそうですよね。3万円を当てにして来年2万円にまた下がるとなると、非常に不安定な指標にもなりますので、安定した価格を望むというふうなこと。それから米の価格、米の値段は関係ないんだと。問題は後継ぎ、次世代、息子にこの農業を引き継がすということに対して非常に心配をされております。近くにおらないとか、非常に

将来的に多くの投資も必要やというふうなことも含めて、心配をされております。

それからもう一つの、一番多い離農の原因ですけども、機械が壊れたら米作りはやめるといった方、将来の農業に不安を持って、そのような形で不安を持っておられる農家、こういった方が非常に多くおられます。特に農家の大半を占める小規模農家ほど、このような意見を多く持たれておる、聞かれるということでございます。

ここで確認のためにお尋ねをします。本市の農家の経営規模と農業従事者の年齢分布についてお尋ねをいたします。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

まず、本市の農家の経営規模についてでございます。2020年農林業センサスによりますと、本市の農業経営体数448経営体のうち、経営耕地規模が1ヘクタール未満の農業経営体数は378経営体で、全体の84.38%でございます。奈良県全体では75.32%、全国では51.00%であり、奈良県、全国と比較して高い割合を示しております。

次に、本市の農業経営者の年齢分布についてでございます。こちらも2020年農林業センサスによりますと、本市の基幹的農業従事者412人のうち、65歳以上は313人で75.97%となっており、高齢化が進んでおります。なお、奈良県全体では76.46%、全国では69.60%となっております。

奥本議長 増田議員。

増田議員 今の説明ですと、1ヘクタール以下、65歳以上の農家が全体の70%から80%を占めておると、こういった結果でございます。若干高齢化並びに規模の縮小が目立っておると、こういうふうなことでございます。この1ヘクタール以下、65歳以上の農家が、自らの農業の経営に加えて、地域の水路、農道、それからため池、こういった地域資源の保全管理を担っていただいているということでございます。ただ、この管理が非常に重荷になっておるというのが、各地域での実行組合等の活動の中での心配事でございます。今まで以上のこういった方々への公的支援が必要、重要であるというふうに思います。支援策についてのお考え、お聞かせをください。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 農家支援についてでございます。認定農業者など比較的経営規模の大きな農業者に対しましては、施設、機械の導入や、家畜、作物の導入、育成などに対しまして、国の制度として、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、経営体育成強化資金、青年等就農資金といった制度資金がございます。一方、それ以外の比較的経営規模の小さい農家の方々に対しましても、行政が見捨てることなく支えていくことが重要であると考えております。葛城市的取組といたしましては、経営所得安定対策等や土地改良区賦課金や農業者団体への補助金並びに農業に係る事業補助金による支援を行い、農家の経営安定や担い手の確保に努めています。特に多面的機能支払交付金につきましては、地域資源の保全につながっていくものと考えておりますので、更に促進してまいりたいと考えております。また、土地改良施設維持管理適正化事業、農村地域防災減災事業などを活用し、営農に欠か

すことのできない水利施設について調査や改修を行い、ハード面の支援を実施しております。

奥本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。数々の支援策を講じていただいておるということでございますけれども、今、説明のありました経営所得安定対策支援事業、これについては、今、国から米の増産というふうなことも若干述べられておりますけれども、これは昔の転作奨励金ということですんで、恐らく、私、これ、二、三年のうちに廃止をされるのであろうかなと、この経営所得安定対策を米作りのほうに充当されるのかなというふうに推測をいたします。

説明の中でもう一つございました、多面的機能支払制度についてでございますけれども、非常に国から柔軟な運用についても、地域で使い勝手のよい支援策というふうに私は感じております。ただ、多面的機能支払制度については、非常に課題として事務処理が面倒だといったようなことで、地域では加入を敬遠されておるというふうなことを聞いておりますけれども、事務処理の支援体制、これも必要であるかなというふうに思いますが、いかがでございますか。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 多面的機能支払制度についてでございます。本事業を推進する上での最大の課題は、議員ご指摘のように、事務処理であると伺っております。対策といたしましては、事務処理に精通した方がおられる団体が、他の団体に対して事務処理を支援していくことが有効な対策であると考えております。そのための体制づくりができないか、今後、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

奥本議長 増田議員。

増田議員 年1回ぐらいですか、会合があって、ところが今、部長がおっしゃってるように、横のネットワークといいますか、組織化がなかなかできていないんで、個別にいろいろと活動されて、優良事例等の意見交換の場とかも少ないように思いますので、そういう形で隣同士のネットワークも深めて、お互い話題共有をしていただくことが望ましいかなと、今、部長がおっしゃったような対策も必要かなというふうに思います。この制度につきましては、地域の各施設、資源の保全管理に関する財政支援効果が非常に大きい。農地面積当たり何ぼということで、使う金額じゃなしに、まず国からそういう面積当たりの支払いがされるということです。それをどれだけ使ったかという会計処理が重要だと、こういった事務処理になりますけれども、そういう体制もよろしくお願ひを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、農業振興で課題となっております耕作放棄地についての質問でございます。本市の耕作放棄地の状況についてお尋ねをいたします。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 耕作放棄地の推移ということでご説明させていただきます。令和3年度より、農地法に基づく遊休農地の利用状況調査と、農林水産省農村振興局で実施していた荒廃農地調査が統合されたため、令和3年度と直近の調査実績である令和6年度について比較し、ご説明いたします。本市における耕作放棄地の面積は令和3年度で12.8ヘクタール、令和6年度で18.6ヘクタールで、3年間で5.8ヘクタール増加しております。

奥本議長 増田議員。

増田議員 5.8ヘクタール、3年間で増えておると、こういうこと、1年で2ヘクタールずつ増えておると。10年で20ヘクタールという計算になりますけど、そういった、特に山麓エリアの耕作放棄地、問題はやっぱり鳥獣害が主な理由かなと思うんですけれども、耕作放棄地によつて害虫、野生動物の繁殖、それから有害雑草、アレルギー的な雑草の花粉が周辺に飛び散るとか、不法投棄、これも環境悪化の周辺への影響が大きな問題となつておるというふうに思います。

農地につきましては、農地法第2条にございますように、適正管理じゃなしに、耕作に供される土地であるということです。要するに、農地と認めてもらうためにはものを作らなかんと、これが農地法第2条でうたわれておりますので、鳥獣害に侵されるような山間地でどういうものを作つたらいいのかということで、私、以前に議会の広報誌の取材のところで拝見させていただきました。市の農業委員会は、荒れた土地を、重機を、大きな農機具を使って開墾してユーカリを植えた。それから西室のほうでも以前サツマイモを植えたとか、いろんな取組をされて耕作放棄地の解消に努められておるというふうな事例も聞かせていただきました。また、原課におかれましても、今年度の予算の中に耕作放棄地の解消予算というものが組まれております。どのような方法で耕作放棄地解消に努められるのか、お考えをお尋ねいたします。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 耕作放棄地解消に向けた本市の方針でございます。耕作放棄地は病害虫や鳥獣のすみかとなるなど、周囲の営農環境に悪影響を与えるおそれがあるだけでなく、景観を損ね、土砂、ごみの不法投棄を誘発し、火災発生の要因となるなど、生活環境にも悪影響を与えるおそれがございます。本市では、様々な農業支援により営農を継続しやすい環境づくりを行い、耕作放棄地の発生防止に努めてまいりました。また、農業委員会でも様々な対策をして耕作放棄地対策をやっておられます。しかしながら、本市の耕作放棄地は年々増加しており、農業従事者の高齢化や農業資材の高騰などにより、この傾向は更に加速するものと見込まれ、耕作放棄地の拡大防止及び解消は喫緊の課題でございます。このため本年度におきましては、耕作放棄地対策検討支援業務を行い、本市としての耕作放棄地対策の方向性や手法について検討を進めておるところでございます。

奥本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。周辺の景観も損ねること、それから農業の活性化にもブレーキがかかっておるというのが耕作放棄地の課題でございます。市長のほうから、耕作放棄地、農業の活性化等についてのお考えをお聞かせください。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 全国的に農業従事者の高齢化や農業資材の高騰、また、有害鳥獣による被害の増加などにより農業を取り巻く環境が厳しくなる中で、本市においては、認定農業者の方々はもとより、経営農地規模が1ヘクタール未満の農家の方々がたくさんおられ、地域農業を支えていただいております。市としては、農家の経営安定や担い手の確保、水利施設の調査や改修といっ

た点において継続した取組を実施しております。とりわけ農業、農村の持つ多面的機能は、農業分野に限らない地域資源であることから、多面的機能支払制度の活用を推進しております。また、市内に2か所ある道の駅は、観光の拠点であるだけでなく、地元農業者の重要な販路になっております。農業振興の拠点になっております。しかしながら、本市の耕作放棄地は年々増加しており、この増加傾向が更に加速するものと見込まれ、耕作放棄地の拡大防止及び解消は喫緊の課題であることから、本市としての耕作放棄地対策の方向性や手法について検討を進めているところでございます。

約50年続いた減反政策から国の増産へ転換など、農政が大きな転換期を迎えることも予想されることから、国の動向を注視しながら、地域農業の活性に向けた本市の取組を進めてまいりたいと考えております、というのが答弁でございますけども、従前から農業につきましては、議員も非常に農業分野に知識を持っておられます。私自身も農業には非常に、ある種、興味を持っておるところでございます。考えておりますと、戦後80年の歴史の中で、国が敗戦から国を復興するに当たって、どのような経済構造の中で発展させるのかというところから農業の扱いが今の現状につながっている。そして今の社会状況、少子高齢化の人口減の社会状況がそれに拍車をかけているというのが今の農業の現状であると認識をしております。

ただ、世界規模で農業というものを考えてみると、人口の増加が続いている今地球規模の考え方、そしてまた地球温暖化の自然災害が拡大していくであろうという現状を考えると、私たちの食料をいかに安定的な供給を持っていくのかということが、これは大きな人類としての課題であると感じておるところでございます。ただ、葛城市としての範囲の中を考えますと、まず葛城市として取り組める取組を分析し、創造する作業が必要であると考えております。その1つが耕作放棄地の葛城市的考え方でございます。

以上でございます。

奥本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。本市の魅力につきましては、緑豊かな景観、これが、私は住みやすいまち、葛市の1つのキャッチフレーズかなと思います。これは森林、農地が農家の手によって適正に管理をされているたまものでございます。しかし、先ほどからお話しのとおり、農家を取り巻く環境は厳しさを増しております。本市の緑を守り、今後も継続して管理していただくためにも、公的支援の充実、これが需要でございます。このことを強く求めて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

奥本議長 増田順弘議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時、13時から会議を再開いたします。

休 憇 午前1時32分

再 開 午後 1時00分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、柴田三乃議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 皆さん、こんにちは。柴田三乃でございます。議長のお許しを得ましたので、私の一般質

問を始めます。今回は、小学校における英語教育についてです。

では、これからは質問席で質問させていただきます。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 4年前の議員になったばかりの私の最初の一般質問は、小学校における英語教育でした。

今回、任期最後の一般質問も同じトピックで質問したいと思っております。新しい学習指導要領の下で、2020年から小学校中学年、3、4年生では外国語活動が、高学年、5、6年生では教科、外国語が始まっています。3、4年生では週に1回、年間35時間、外国語活動の授業に取り組み、5、6年生を対象にしている外国語の授業は週2回、年間70時間だということです。ではお聞きします。2020年から始まったこの小学校の英語教育の過去5年間を振り返って、見えてきた効果と課題を教えてください。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

平成29年度に告示されました小学校学習指導要領につきましては、令和2年度より全面実施となり、本市におきましても、小学校では3年生、4年生において外国語活動、5年生、6年生については外国語科の授業を実施しているところでございます。外国語活動や外国語科の導入により、児童が英語や外国の文化に対して興味、関心を持つようになるとともに、聞くこと、話すを中心とした活動を通じて、児童は積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけ、聞く力についても向上していると考えています。また、楽しく学ぶ観点から、ゲームや歌を取り入れた学習は、児童の学習意欲を更に引き出していると考えております。本市に限らず、小学校全体での共通する課題といたしましては、授業の質をいかに高めていくかという点にあると考えております。本市におきましても、目的や場面、状況を意識した言語活動の指導法や発音方法、児童一人一人の発言機会の確保など、事業内容の更なる充実が図られるよう、優れた実践例の共有などを通して、教員の指導力が向上し、児童のコミュニケーション能力につなげていくことが重要であると考えております。

以上です。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 私も議員になる前から、ボランティアで英語の絵本の読み聞かせというものを月1回、図書館で仲間と一緒にやっておるんですけども、大事にしているのは2つあります。まず、英語に触れて楽しいと思ってもらうこと、そして、絵本を通して外国の文化や習慣を伝えるということなんです。学校とはスケールは違いますが、基本的には同じ方向なのかなと、今ご答弁をお聞きして思いました。ただ、私の経験からもですが、年齢が低いからといって、決して簡単な英語表現や簡単な単語ばかりではなく、遊びやゲームの中、そして自然に英語に慣れ親しむという点では、ときには少し難しい単語や発音、そしてセンテンスなどが出てくるのではないかというふうに思います。このようなときにどのように導入するかは、先生の腕の見せどころではないでしょうか。また、保護者の中には英語教育に熱心な方もいらっしゃいます。お子さんが本当に小さいときからネイティブの先生がいる英語教室に通わせていらっしゃる方もおられます。小さいときから通っていると本当に発音もよく、単語もた

たくさん知っていて、私自身も驚かされることがよくあるんですけれども、このような子どもさんたちと、3年生になって初めて本格的に英語に触れる子どもさんたちとでは、既に大きな差がついていると思います。先ほどの課題として述べられた授業の質を意識したときに、このようなことも先生にとってはハードルになってくるのではないかと思います。どこを基準に、誰を基準に授業を進めていいかも迷われることも多々あると推察いたします。英語教育を担う先生の質の向上も問われるところですが、研修などはされているのでしょうか。また、その内容についても教えてください。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 英語教育においての小学校教員への研修につきましては、専門的な知識を深める場、現場の課題を解決する場、そして実践的なスキルを磨く場、これら3つの柱を軸に研修を実施し、教員の英語力向上と授業力向上に努めています。内容といたしましては、県の英語専科教員連絡協議会や市教育振興会の外国語部会での専門性を深め、課題解決、授業改善を図るための実践的な機会や、新着任教員を中心に全教員を対象としたALTによる夏期教員研修を実施し、外国語講師との協働による実践的な指導力を磨く機会を設け、英語によるコミュニケーション能力の向上に努めています。

以上です。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 研修についてはよく分かりました。私自身もなんですけれども、英語力向上には日々の研さんが必須だと思います。もちろん先生方は日々努力されているとは思うんですけども、研修のみならず、意識して日々英語に触れていただきて、そして様々な分野から情報などを取り入れていただき、ぜひ授業に生かしていっていただきたいとお願いしておきたいと思います。どの分野でも教えたことがある方は経験されていると思うんですけども、10を教えるには自分自身は100のインプットが必要だと思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。また、そういった点でも、ネイティブであるALTとともに授業に取り組むのは、先生にとっても英語でのコミュニケーションをとったりと、メリットがたくさんあるのではないかと思います。たまにALTと話す機会があるのですが、日本に来て自国とは違った学校の仕組みの中で働くことに対して少しストレスを感じている人もいるようです。また、ペアを組む日本人の先生とのコミュニケーションがうまくとれないという話も聞きます。子どもたちに楽しく英語を教えてもらうためにも、ALTの方にも日本の習慣に慣れてもらいいたいと思いますが、その辺りのALTへの研修はどうなっているでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 ALTへの研修につきましては、ALTが学校現場で孤立することなく、学校と一体となって子どもたちを支援する意識や責任感を高めることを目的として、委託事業者において年間を通して継続的な研修プログラムを実施しています。具体的な研修内容といたしましては、採用されたALTが、異国の地で抱える不安を払拭し、日本の教育現場でスムーズに活動できるようにするための配置前研修をはじめ、配置後には、学校現場での教員との円滑なコミュニケーションや、より質の高い授業を提供する指導力の向上につなげるため、定期

的、継続的に研修を行っています。また、担当のコーディネーターがALTの指導力を把握するための授業観察や評価を行う際に、学校からの意見、要望や指導技術等をALTにフィードバックすることで、更に質の高いALTの育成に取り組んでいます。

以上です。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 今ご回答いただいたことは、ALTのメンタルヘルスを考えたときにもとても大事なことだと思います。私の知り合いの中には、サポートがあまりなく数か月で帰国してしまったALTもいますので、この研修は本当に必要なものだというふうに思います。ALTに関して私が少し気になるのは、現在、葛城市にいらっしゃるALTは派遣会社から来られていて、基本契約は派遣会社と市になると思うんですけれども、契約書に書かれている業務内容以外は、学校側から直接ALTに要望できないというふうに問題提起されている専門家もおられます。この辺りが、地方自治体が直接雇用できるJETプログラムで来られるALTの方との違いであって、JETプログラムのALTの方のほうがコストも抑えられ、地域に根差した外国語活動や国際交流ができるのではないかという話もあります。ちなみにJETプログラムとは、総務省、外務省、文科省などの協力の下、海外から青年を招致して、地方自治体で外国語教育に携わっていただきながら、地域レベルでの草の根的な国際化を推進することを目的としています。

ここで質問させていただきます。授業以外で児童がALTと交流する場はありますか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 授業以外でALTと児童が交流する場といたしましては、休み時間や給食の時間のほか、学校行事に積極的に参加するなど、子どもたちが楽しく触れ合う機会がございます。また、昨年秋の芸術発表では、子どもたちが英語スピーチを披露していますが、その練習にはALTも参加し、交流を深める場面がございました。

以上です。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 今のお話を聞いていると、かなり自由度があって、子どもたちとのふれあいも多くとつていただいている印象を受けました。確かにJETプログラムにおいては、ALTの雇用に関して、住居の確保とか、一緒に授業を考えいかなくてはいけないということで、先生の負担など課題が多いとも聞いております。これからも授業内のやり取りだけではなく、気軽に話せる場をもっと増やしていただいて、授業以外でも生きた英語に触れる機会を設けていただければなというふうに思っております。

さて、今年度の奈良県英語改善プランにおいての目標は、ふるさと奈良を発信できるグローバル人材の育成、そしてサブタイトルが、「児童・生徒の英語コミュニケーション能力の育成を目指して」です。改善プランで指摘されている県内小学校における、いまだ改善が必要な点が3点あります。1点目は、英語が好きな児童の割合が64.7%と、全国の69.3%を下回っていること。2点目が、英語の授業の内容が分かる児童が56.9%と、これも全国の68.8%を下回っていること。そして最後が、一定の英語力を有する小学校職員の新規採用が、

令和6年度は14人であったことが挙げられております。

1点目、2点目に関しては、更なる指導の充実を目指していただいて、先生方が研修などに参加していただくことで改善していくのではないかというふうに考えておりますが、3点目の、英語力を有する小学校教員の確保が進んでいない現状がありますが、ここでお伺いします。葛城市においては、英語専科の教員の配属は、各小学校どのようになっているでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 現在、市内小学校5校のうち4校において、外国語科の専科教員を配置しております。専科教員につきましては、専門的な知識や指導法に基づく質の高い授業を提供し、児童の興味や関心を引き出す工夫を行っています。また、専科教員を配置していない1校につきましても、中学校や高等学校の英語の教員免許を取得している教員が中心となり、外国語教育の推進役を担っております。これら教員が指導計画の作成や授業研究を主導することで、学校全体の外国語教育のレベルアップに努めております。

このように本市では、それぞれの学校の状況に応じた最適な方法で専科教員を活用するとともに、免許保有教員の専門性を生かすことで外国語教育全体の更なる充実を図っております。

以上です。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 葛城市内では、市内5校全てに専科教員または一定の英語力を持った先生が担当していらっしゃるということで、葛城市においては、現在、英語力のある教師を確保できているということを理解いたしました。

では次に、評価についてお尋ねします。言語の評価は、たとえ評価基準があったとしても、主観なども入る可能性もあり、かなり難しいと私自身の経験からも感じております。小学校においての評価はどのようにされているかお聞きします。併せて、外国語活動では、聞くこと、話すことには2種類あって、やり取りと発表なんんですけど、やり取りは多分コミュニケーションのことで、発表がプレゼンテーションだと思うんですけども、それと5、6年生の外国語教科では、そこに書くこと、読むことが加わりますが、例えば話すこと、発表、プレゼンテーションでは、具体的にどのようなことをして評価されているのでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 小学校の外国語教育における評価につきましては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、知識、技能については、言語や文化について理解が深められているか。思考、判断、表現では、身近な事柄について外国語で聞いたり、話したりして、自分の考えや気持ちが伝えられるか。また、主体的に学習に取り組む姿勢では、相手に配慮しながら主体的にコミュニケーションを図ろうとしているかなど、3つの観点により学習状況を見ております。話すことの評価につきましては、ペアやグループ学習の中で友達に英語で質問したり、答えたりする活動における評価や、年間を通じてインタビュー、スピーチ等を行うパフォーマンス評価などにおいて

て児童の学習状況を的確に評価しております。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 評価というのは、子どもたちの学習改善はもちろんなんですけれども、同時に先生方の指導改善にもつながるものだと思います。英語教育に関しては、まだまだ伸びていく分野だと思っておりますので、教えられたとおりのことを話すのではなく、子どもたちが自分の考えや気持ちを伝えることができているかどうかもしっかり評価して反映させていっていただきたいと思います。では、英語教育において、タブレットや電子黒板をどのように使用して授業をされているのでしょうか。また、タブレットを使った宿題などは出されているでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 本市では、G I G Aスクール構想に基づき、児童・生徒1人1台の端末と電子黒板を効果的に活用し、従来の学習形態に加え、I C Tを活用することで、児童・生徒が、分かる、できるという実感を持ち、主体的に学ぶことができる環境を整えています。活用事例といたしましては、従来の授業では教師の後について発音練習を行うことが中心でしたが、タブレット端末の録音、録画機能を使って自分の発音を確認するなど、自己修正能力を高めたり、グループで共同編集を行い、英語で意見を交換しながらプレゼンテーションを実践し、コミュニケーション能力や協調性を養っています。また、タブレット端末を持ち帰り、英語に関する課題学習、英語の発音や話す活動の練習に用いています。これらの取組は、児童の英語力の向上だけでなく、表現力、思考力、探求心、協調性といった多角的な能力を育む上で大変有効であると考えています。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 小学校5年生から中学3年生までは、英語に関してはデジタル教科書を使用されているというふうにお聞きしているんですけども、電子黒板で拡大表示とかもできるので、そういう使い方もされているのかなというふうに推察しますが、初めてデジタル教材を使う5年生も、楽しんで授業を受けることができているのかなというふうにも思っております。

発音練習の話もされていたんですけども、音声スピードなども変えることができると聞いていますし、あとヘッドホンも使用できるのかなというふうには思っているんですけども、英語学習の中でこのように自分のペースで練習できるということはとっても大事なことだと思いますし、子どもたちに自由度を与えてあげるということができて、リラックスして英語に慣れ親しんでくれているのではないかというふうに思います。英語学習はI C Tとの親和性も高いと思いますので、先生方の工夫で子どもたちも楽しんで英語を学んでいっていただきたいです。

今までお話を聞きして、小学校では英語に慣れ親しみ、楽しいと思ってもらえるように授業がプログラミングされているというふうに私自身理解したんですけども、中学校になった途端、楽しかった英語が勉強になって一気に嫌いになったと聞くことがあります。葛城市では、小学校と中学校の英語教育の連携はどうなっているでしょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 英語学習につきましては、小学校では、聞くことと話すことを中心としたコミュニケーション能力、また、中学校では、これに加えて書くことや読むことといった、より高度な言語活動が求められています。このことから、小・中学校の教員が共通の理解を持ち、指導を工夫することで、児童・生徒が戸惑うことなく段階的に外国語の学びを深められるよう、継続的に取り組む必要があると考えております。市教育振興会外国語部会では、小学校と中学校双方の教員が参加し、活発な意見交換や授業見学を行うことにより、それぞれの学校段階での学習内容や指導方法への相互理解を深め、児童・生徒の学びの連続性の構築を図るなど、小学校の外国語活動、外国語科で培った力を中学校の外国語科に円滑につなげることができるように、小・中連携の取組を進めております。

以上です。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 小学校と中学校の先生間での情報交換、交流は、子どもたちが中学校で英語にどう向かい合えるかという大切なプロセスだと思います。公開授業を見学したり、共通点や相違点を含んだ、段階的に移行できるカリキュラムもぜひつくっていただきたいなというふうに思っております。これからも積極的にこういったことを進めていっていただきたいと思っております。

私は議員になる前から、葛城市的子どもたちと、それから私が住んでいたオーストラリアのメルボルンの子どもたちが交流できればと思い、小さな規模で試みていたんですけれども、議員になり、市内の小学校にメルボルンの小学校を紹介させていただいて、今現在、授業提携をすることができました。約3年前から始まったと思いますが、交流で得られたことを教えてください。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 市内の小学校2校において、オーストラリアの小学校との間で交流を行っている事例がございます。2校においては、英語でコミュニケーションをとる中で、自分の言葉が通じた、相手の言葉が分かったという成功体験が児童の英語学習への意欲を高めているという報告を受けております。交流を通して異文化に対する理解が深まり、言語能力やコミュニケーション能力の向上につながるとともに、外国の児童と積極的に関わろうとする姿勢は、児童のグローバルな視野を広げ、将来にわたる豊かな人間性を育む上で大変有意義なものであると考えております。

以上です。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 今のご答弁を聞いて私もとてもうれしく思っております。なかなか英語でコミュニケーションをする機会がなく、あったとしてもALTなど大人が多い中で同世代の海外の子どもたちと交流することは、お互いに大きなメリットがあると考えています。小さいときから異文化を知り、自分たちとは違うことを受け入れる土壤もできますし、何よりも、外国人にびびらない、異質なものとして捉えない感覚が育まれるものと思っております。市内小・中学校が何らかの形で海外と交流することができるものが理想です。私も微力ながら協力していきた

いと考えております。

ここで1つ、大胆な提案をさせていただきたいんですけども、現在のオンライン交流だけではなく、実際に児童に、または児童・生徒に短期交換留学をぜひさせていただきたいと考えております。実は今、交流されているメルボルンの校長先生とお話ししたときに、ぜひ交換留学をしたいと、すごく積極的な態度で言っていただきました。実現するためには様々な課題を克服しなければならないと思いますが、子どもたちにとってかけがえのない体験になることは間違ひありません。

先日、黒滝村の教育長にお話を聞く機会がありました。黒滝では年1回、夏休みに10日間、中学2年、3年の生徒全員をオーストラリアのケアンズに語学留学に送っておられます。全員といつても、黒滝村の小さな規模ですので、今年度は7名ということで、みんながケアンズに行って語学研修を終えてこられました。そして、いいなと思うのは、1回だけではなく、中2、中3と2回連続でケアンズに行くことができるということなんです。私は本当にすばらしいなと思いました。そしてこれはもうすばらしい子どもへの投資、市ができる子どもへの投資だというふうに思っております。ぜひ葛城市もご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、最後に教育長にお伺いします。今回お話を聞かせていただいた印象では、葛城市的英語教育はかなり充実していると思いますが、更に前に進めるためには何が必要だと思いますか。そして、子どもたちが世界走出去くときに一番重要なのは何だと教育長自身が考えられるか、お聞かせください。

奥本議長 樞本教育長。

樞本教育長 皆さん、こんにちは。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

柴田議員のご質問にお答えさせていただきます。小学校における英語教育は、子どもたちが多様な文化や価値観に触れ、グローバル社会で活躍するための基礎となるコミュニケーション能力を育む上で極めて重要であると認識しております。これまで本市では、外国語活動や外国語科の授業を通じて、子どもたちが英語に親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めてまいりました。しかしながら、現代社会においては、知識の習得にとどまらず、実践的で使える英語力の育成が一層求められております。現在検討が進められております次期学習指導要領の中でも、失敗を恐れず積極的に英語を使おうとする態度や、英語を使って何ができるかという観点を重視する方向性が示されているところでございます。

議員ご質問にあります、子どもたちが世界走出去くときに何が一番重要であると考えるかということでございますけれども、英語教育の観点からお答えをさせていただくならば、単なる語学力だけではなく、互いに文化を理解し尊重する心、そして自らの思いを伝える力であり、それこそが国際社会で信頼につながるというふうに考えております。この課題に対応するため、本市では、海外の小学校とのオンライン交流や、地域の魅力を英語で紹介するガイド活動、そして中学校でのAIを活用した英会話学習など実践的な取組を現在進めているところでございます。今後は、これらを市内全体に広げ、子どもたちが英語を通じて世界

に視野を広げ、自らの未来を切り開く力を育む教育を推進してまいりたいと考えております。
以上です。

奥本議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。実は、日本人が英語の知識があっても話せないのは、先ほど教育長がおっしゃったように、失敗を恐れるというところにあるのではないかと私も思っております。そして現在、英語を話せるだけでは駄目で、本当にプラスアルファがなければ世界では通用しないと思います。教育長がおっしゃったとおり、お互いの文化を尊重し、自らの思いを伝えることはとっても大切なことです。私の思いをお伝えすると、子どもたちが成長して世界に出ていったときに身につけていってほしいのが、日本という国、葛城市というまちに誇りを持って話すことができること、そして自分の意思や考えをしっかりと伝えることができる事が本当に大切だと思っております。私たち大人ができるることは、英語に触れる機会をたくさんつくってあげること、そして子どもたちに日本を愛する背中を見せる事であると考えております。

これで私の一般質問は終わりますが、最後に一言申し上げます。

For the last four years, everyone of the Katsuragi city hall has answered my questions sincerely. I really appreciate for that. Thank you very much, everyone.

以上です。

奥本議長 柴田三乃議員の発言を終結いたします。

最後に、13番、西井覚議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

13番、西井覚議員。

西井議員 議長の許可をいただきまして、私の一般質問を、今期の最終と、私の議員活動の5期20年の最後の一般質問をさせていただきます。質問内容につきましては、観光政策について、農業政策について、投資及びIRに対する危険の教育について、今後の本市の財政見通しについての4点でございますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問席のほうへ移動させていただきます。

奥本議長 西井議員。

西井議員 観光問題について質問させていただきます。葛城市には、當麻寺練供養、蹶速塚、また、綿弓塚、孝女伊麻、棚機神社、岳のぼりなど、地域に根づいた伝統的な行事が数多くあるが、成り立ちや歴史も踏まえて、現在、市は地域とどのような協力関係にあるか。また、地域の要望を、やはりいろいろ歴史の中であると思いますが、その点についても、できるだけ真っすぐに答えてもらいたいなと思っております。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

地域に根づいた伝統的な行事に対する市の協力体制につきまして、それぞれご答弁させていただきます。まず、平安時代から続く伝統行事である當麻寺練供養会式につきましては、

菩薩講という地元組織が運営主体となって毎年4月14日に実施されております。市といたしましては、當麻寺練供養会式開催について、広報プロモーションや警察協議、当日の警備業務を行っております。

次に、相撲館けはや座の前にある當麻の蹶速塚につきましては、現在まで貴重な遺跡として残る五輪塔を、出雲の野見宿禰に脇骨を蹴り折られて死んでしまった當麻蹶速の墓であると地元では語り継がれております。當麻の蹶速塚にまつわる行事といたしましては、昭和30年代から40年代にかけて、当時の當麻村が、桜井市や島根県出雲市、兵庫県たつの市などとの交流の際に法要を行っていたとのことですが、それも自然と消滅したようでございます。その後、當麻町や當麻町観光協会などの各種団体で構成されるけはやまつり実行委員会が、平成2年度の相撲館の開館に合わせて開催されたけはやまつりの中で、物故力士追善法要並びに現役力士安全祈願として平成6年度まで実施されていました。平成7年度以降、けはやまつりは行われなくなりましたが、物故力士追善法要並びに現役力士安全祈願につきましては、當麻町観光協会が継続して行っておられました。市町村合併を経て平成19年度には、葛城市観光協会が毎年7月に、現在の形である相撲大会や相撲甚句などを取り入れた総合的な催事として実施されるようになったものでございます。

次に、1684年に松尾芭蕉が竹内を訪れたときに詠んだ句を刻んだ句碑のある綿弓塚につきましては、竹内綿弓塚保存会が主体となって、毎年11月に松尾芭蕉法要及び投句俳句表彰式、綿弓塚保存顕彰会を開催されたり、自治会や子ども会により周辺地域の清掃活動を実施されております。市といたしましては、綿弓広場の維持管理や除草作業等を行っていただいております竹内綿弓塚保存会に管理をお願いしております。

次に、孝女碑と刻まれた石碑のある孝女伊麻旧跡につきましては、孝女伊麻旧跡保存会が主体となって毎年2月に孝女伊麻顕彰法要を開催され、地元の方々に加え、磐城小学校や磐城認定こども園、磐城第2保育所の児童・生徒による参詣が行われております。市といたしましては、広場やトイレの維持管理、除草作業等を行っていただいております孝女伊麻旧跡保存会に管理をお願いしております。

次に、棚機という小字が残る太田の棚機神社につきましては、現在は棚機神社保存会が主体となって毎年7月7日に七夕まつりを開催され、小学校、幼稚園、保育所などから持参された、願い事を書いた笹飾りや短冊を棚機神社に奉納しておられます。市といたしましては、相撲館に笹飾りを設置して願い事を募集して、当日、棚機神社に奉納しております。

最後に、毎年4月23日に実施されている岳のぼりにつきましては、もともとは五穀豊穣を願い、田植前に雄岳山頂の権現様に雨を願ったり、山頂でごちそうを食べて新緑を楽しむ行事でしたが、現在は、葛城市、香芝市、太子町の3つの自治体で構成する二上山美化促進協議会が主体となり、二上山のごみを拾いながら登山を楽しむ行事となっており、市といたしましては、大池登山口に受付場所を設置し、ごみ袋の配布や抽せん会を実施しております。

奥本議長 西井議員。

西井議員 いろんな行事について詳しく説明してもらいまして、ありがとうございます。葛城市にあるいろんな行事、それについて市長はどのように思われるか。また、例えば岳のぼりについ

ては、昔は岳のぼりと言いながら、岳参りとも言い方を変えた、多分、山岳信仰の一巡の中で、神の宿る山という感覚の中で岳参りと言わされた時代が、私も耳に残ってるわけでございます。その辺について、例えば、大伯皇女の「明日よりは二上山を弟背と我が見む」という歌があるように、その辺からも、二上山について岳参りという感覚が流れてきたと。しかしながら、當麻町の時分に、地域の問題も含めて、雄岳をあまり観光事業をせず、雌岳になってきたと。これやはり、その辺も改革してもらう努力をしてもらいたいなと私は思っておりますが、観光全体について、地域の協力も必要やと思いますが、市長は今後どのような方向性で進めてもらうか。即決ではございますが、ご意見を頂戴したいと思います。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 市といたしましては、當麻寺練供養会式をはじめとする、古くより地域の住民の皆様方に根づいた数多くの伝統的な行事を絶やすことなく、これからの方々にも伝え、誇りを持って地域を愛していただけるよう、引き続き支援や協力をまいりたいと考えております。事前質問の部分は以上でございます。ですので、答弁といたしましては、ルールではここまで答弁ということになるんですけども、あえて二上山の岳のぼりのお話をされましたので、その部分について、例外ではございますが、ご返事をさせていただきたいなと思います。

岳のぼり行事というのは、特に旧當麻町の中で小学校、これは當麻と磐城2つしかないんですけども、小学校の行事として、学校の授業も考えた中で継続されてきました。議員ご指摘のように、これは信仰の山という考え方もあるんでしょうけども、どうも文献を見ると、江戸時代頃には農繁期前のお祭り的な要素も入っているようには聞いております。伝統行事の在り方というのは、地域を愛する想いに非常に強うあるのかなと思います。特にこれは奈良県全体に広がるんですけども、二上山を見て、今、議員おっしゃいました「うつそみの」という句をおっしゃいましたけども、こういう想いというのは、二上山にどの地域の方もお持ちでございます。ですので、その地域を愛する想いというのは、その風景も含めて、行事の在り方というのが大きく関わっていると思います。それをいかに私たちの世代が次の世代に移していくのか、後世に移していくのかということは非常に大切なことだと考えておりますので、その辺を考えながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

奥本議長 西井議員。

西井議員 ただいま答弁いただきまして、また十分市長自身も考え方を持っておられると思いますが、よろしく観光を、全体的にいろんな部門と共用できるような形で進めてもらいたいなと思っております。

続きまして、農業について。いろんな農業について、今年は米不足ということで、全国的な問題になった。その問題とかいうのを除いて、農家としての立場で、数年前から、通常ジャンボタニシと言われるもので、田植してしばらくしてる間に非常な災害があると。それについて、被害防止について農家の負担は増大していると考えますが、市としては何か方策があるか。その辺について質問させてもらいます。

以上です。

奥本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 スクミリンゴガイ、いわゆるジャンボタニシは、令和4年時点で、関東より西の35府県で発生が確認されており、本市においても数多く発生し、田植直後の柔らかい水稻の苗に食害を引き起しております。現在、被害を受けられた農家の方に対しましては、奈良県農業共済組合の制度として、ジャンボタニシを含む災害によって収穫量が補償料を下回った場合に共済金が支払われる水稻共済がございます。ジャンボタニシの被害防止につきましては、殺虫効果のある石灰窒素の散布、冬季の耕うんや水路の泥上げ、取水口や排水口へのネットや金網の設置、田植後の薬剤散布、田植後の浅水管理、一定年ごとに水田を水稻作と畑作とに交互に利用するなどの対策が有効と言われておりますが、今後、他市の取組事例や関係機関などと協議をしながら、行政としてどのような対応ができるか研究を進めてまいりたいと考えています。

奥本議長 西井議員。

西井議員 今、かなり農業で、今年は夏が非常に暑いと。そやから、高温障がいがいろんな野菜とかにも発生すると。これは全国的な問題でございますが、農業施策について、ジャンボタニシ以外にもありますが、今後どのような方策で施策を進められるか、市長の見解を聞きたいと思っております。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 ジャンボタニシの被害防止については、今後研究してまいりたいと考えております。本市では、農業を守ってくださっている農家の方々への補助としては、経営所得安定対策等や土地改良区の賦課金や、農業者団体への補助金並びに農業に係る事業助成金による支援を行つてまいりました。また、土地改良区施策維持管理適正化事業、農村地域防災減災事業などを活用し、営農に欠かすことのできない水利施設について調査や改修を行い、ハード面の支援も実施してまいりました。今後も、農地を守ってくださっている農家の方々に対して、これから施策を継続してまいりたいと考えております。また、最近では、全国的に中山間地域での鳥獣害や耕作放棄地の発生が懸念されております。本市の耕作放棄地も例に漏れず、年々増加しており、この増加傾向は更に加速するものと見込まれ、耕作放棄地の拡大防止及び解消は喫緊の課題であります。今年度、耕作放棄地対策につきましては、何らかの方向性や手法について定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

奥本議長 西井議員。

西井議員 真剣な答弁いただきまして、また実際農業自身が、先ほど増田議員が一般質問でおっしゃってた質問であったように、特に高齢化が進んでると。私も嫌々ながら農業をしてる1人でございます。なぜ嫌々ながらという言葉を先につけんなんかというたら、農業してて、ほんまは業種として農業したら所得が生まれんのに、所得が生まれるどころか、ほかの所得を農業に費やしてるというのが、ほとんど葛城市的農家の現状ではないかと。その辺で、市としても、今後、職業安全保障、また、大雨とかの災害を、保水機能強化のための農業を

してもらってるという考え方で、またいろんな考え方を含めて、手厚く施策を考えてもらいたいと私自身は思っております。

続きまして、投資及びＩＲに関する危険性の教育について質問させていただきます。投資やFX、ＩＲといった利益について華々しく話が世間ではあるが、夢を持ちながらも慎重な考えを身につけるという観点から、リスク管理についての学習状況についてお伺いしたいと。もちろん、投資というのは、これから時代では、例えば証券取引とか、そういう問題については、やはり日本は100年以上前から株式市場が発展をしてたけど、その当時の経済界では、単なる株屋やというような差別的な、一般社会から違う感覚で、そういうところで生まれてきて、また、その当時は急激な暴騰、暴落があって、大旦那が一夜にして貧乏になると、そのような状況であったわけで、そやから全体に日本は投資についてマイナス思考が進んでるんじゃないかな。しかし、マイナスばかりじゃなく、やはり投資の危険性と、また投資の必要性も含めて教育をしてもらいたいと。

一番問題なのは、葛城市でＩＲができる、ＩＲは、これはもうはっきり言ってばくちです。投資とまた違うわけですけど、ただ、投資も同じように、問題点が起った場合は一夜にして貧乏になると。そのリスクを子どもたちが自分から、投資するのなら、投資の勉強もしながら、安全を考えた教育の一巡は、葛城市的子どもたちが大きくなって、大きな失敗を起こさないような教育をしてもらいたいなど。学校教育が英数国とか、5教科、7教科とかいうもんだけ違うて、やはり社会で活躍できる教育をやってもらいたいと個人的には思ってるわけでございますが、その点についていかがでございましょうか。

奥本議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。よろしくお願ひいたします。

小学校では、議員ご質問の、投資等に対するリスク管理について直接関係する学習は実施していない状況でございますが、中学校におきましては、社会科の公民的分野で金融の仕組みとお金の大切さを学ぶ学習において、収益、リターンが大きくなるときは結果が分からぬ不確実な状態、リスクの幅が大きくなることや、確実にお金を大きく増やすことができる金融商品などは存在しないことなどを学ぶ機会がございます。現在、小・中学校では、消費者教育に重点を置いた学習として、小学校では高学年の家庭科において、社会の中で生きていく力の素地を形成するため、買物の仕方や仕組み、物や金銭の大切さと計画的な使い方、売買契約の基礎について学んでおります。中学校では、将来の自立に向けた基本的な力を養う時期として、社会科のほかに、家庭科において、計画的な金銭管理の必要性、また、契約と消費生活のトラブルとその予防や対処について、消費者を支える法律、制度とその関係機関などについて学んでおります。

以上です。

奥本議長 西井議員。

西井議員 今の答弁を聞かせてもらえば、一般的には、投資及びＩＲとかいう教育ではなく、間接的な教育をされてるというふうに思っております。また、学校の教育の中で、やはりそういう社会的な教育が少ないというのは、もうこれは全国的にあると思いますが、そのような状況

の中で、葛城市民が大きくなつて、そのような、世渡りの下手な状況で市民が苦しむことのないように、できるだけ教育基本法からも脱却しない形で、やはり教育の場を求めて、市民が大きくなつて路頭に迷うことのない教育というのをやはりやってもらいたいと。これは皆さん思うわけでございますが、その辺について教育長はどのように思われるか、考え方等を教えてもらいたいなと思っております。

奥本議長 椿本教育長。

椿本教育長 投資やＩＲに関わるリスク管理についての教育についてお答えさせていただこうと思います。これらの教育につきましては、議員お述べのように、子どもたちが将来社会で自立して生きる上で不可欠な課題であるというふうに認識しているところでございます。近年、投資や資産形成の必要性が高まる一方で、若年層が詐欺的勧誘や、あるいはギャンブル依存などの大きなリスクにさらされる可能性が指摘されているところです。依存症は生活に深刻な影響を及ぼすため、その危険性を正しく理解させることが極めて重要です。しかしながら、この種の教育は、教員の知識不足による不正確な情報伝達や、あるいは投資への過度な関心を招く可能性といった課題も内在しているところでございます。そのため、これらの課題を踏まえ、各教科を通じてリスクに対する健全な判断力を育んでまいりたいと考えています。

小学校や中学校における学習内容やその目的などにつきましては、さきの教育部長の答弁にありますとおりでございます。それに加えまして、依存症予防や金融トラブル防止には、学校における学習内容だけでなく、家庭、地域の連携が不可欠であります。そのため、専門家と連携した保護者向け講座や、地域での学習機会を通じて、子どもたちを取り巻く大人がリスクを理解し、健全な育成環境を整えることができるよう努めてまいりたいと思います。今後も、学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちが投資やＩＲに潜む危険性を理解し、自らの生活を大切にする健全な判断力を身につけるよう、教育活動を進めていきたいと思います。

以上です。

奥本議長 西井議員。

西井議員 教育の中には問題点があると思いますが、できるだけ、葛城市民が将来大きくなつて失敗しないように、機会があるごとにそういう点を教育の場以外でも進めてもらいたいなど私自身は思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、本市の財政見通しについて質問させていただきます。令和6年度決算に基づく本市の財政状況についてお尋ねいたします。まずは本市の令和6年度決算と基金残高の現状についてお伺いします。また併せて、経常収支比率そして健全化判断比率はどうであったかについてお伺いいたします。

奥本議長 内蔵財務部長。

内蔵財務部長 皆さん、こんにちは。財務部の内蔵です。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは西井議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度決算に基づく本市の財政状況についてのご質問でございます。決算委員会も控えておりますので、簡略に申し上げさせていただきます。まずは令和6年度一般会計決算に

ついてでございます。歳入歳出差引き額、いわゆる形式収支につきましては約3億4,600万円でございまして、令和7年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支といたしましては、約3億1,700万円となったところでございます。

次に、令和6年度末の基金残高の状況でございます。主な基金の残高といたしましては、財政調整基金で約24億4,900万円、減債基金で約3億7,900万円、公共施設整備基金で約5億5,500万円、地域振興基金で約7億6,400万円などとなっており、財政調整基金のほか、特定の目的のため積み立てている基金を含めた葛城市全体における基金現在高の総額といたしましては、約58億8,300万円となったところでございます。

次に、経常収支比率でございます。経常収支比率は、議員ご存じのように、経常的に入ってくる収入で、経常的に出していく支出をどれくらい賄えているのかを表した指標でございまして、計算式で申しますと、分母が、毎年経常的に入ってまいります市税や普通交付税などの経常一般財源収入額となっております。そして分子については、人件費や公債費などの毎年必ず必要となります経常的な経費に充てられた一般財源額となっております。令和6年度の経常収支比率といたしましては、92.2%となったところでございます。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められております4つの財政指標についてでございます。今定例会の本会議の初日にご報告させていただいておりますとおり、4つの指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算となっております。実質公債費比率につきましては、一般会計等におけるローン返済が収入に対して重過ぎないかを3年間の平均値で表した比率でございますが、早期健全化基準25%に対し、本市の数値は7.5%、また、将来負担比率につきましては、一般会計等におけるローン残高や負債の規模が収入に対して大き過ぎないかを表した比率でございますが、同じく早期健全化基準350%に対し、本市の数値は5.1%でございまして、いずれの指標におきましても、法律で定める早期健全化基準値を大きく下回っており、健全状態となっております。

以上でございます。

奥本議長 西井議員。

西井議員 それでは次に、今後の本市の財政見通しについてお尋ねいたします。今後、1年、2年だけじゃなく、長期にわたってどのような見通しを持っているか。それについてお伺いしたいと思っております。

奥本議長 内蔵財務部長。

内蔵財務部長 財政指標につきましては、年度ごとの決算に伴いまして、毎年それぞれの指標が算出されていくところでございますが、令和2年、瞬く間に世界中を震撼させた新型コロナウイルス感染症の流行、そのほか、物価高騰などかつてない事態に対処すべく、地方創生臨時交付金をはじめ、国の様々な施策が数年間にわたって行われてまいりました。また、ウクライナ情勢をはじめ、いつ何どき、何が起こるか分からないのが今の現状となっております。このような様々な要因がその時々の国の財政運営に大きな影響を及ぼしていくことで、我々地方公共団体の財政状況も大きく関わっていくものと認識をしております。

全般的な流れといたしましては、社会保障関連経費の増加をはじめ、直近の状況では、人

事院勧告による人件費が更に伸びるとの報道もある中で、公共施設の整備経費や維持管理経費等の増加も見込まれているところでございます。人件費を含め、これらもろもろの事業において、国が交付税措置などをはじめ、いかなる支援策をとっていただけるのか否かによつても、地方の財政状況は大きく変わってくるところでございます。このようなことからも、過去、議会の委員会等におきましては、何度か申し上げておりますが、本市の予算編成のスタイルは、歳入を基本とした上で、歳入予算の範囲で歳出予算を見積り、臨時的な大きな事業がある場合などを除き、できるだけ財政調整基金に頼らない予算編成を行っていくという考え方の下、歳出予算においては、ある程度のボーダーラインを見極めていくこと、また、歳入では更なる自主財源の確保が重要な課題であると考えております。今後におきましては、もろもろの基金をうまく活用しながら財政運営を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

奥本議長 西井議員。

西井議員 企業誘致など市の収入を増やす取組を進めていただき、基金残高を増やす努力もしていただきながら、15年先、20年先について、市長のお考えをお伺いしたいと思います。また新しい、いろんな情報があれば、この際教えてもらって取組をしてもらいたいと。なかつたらないで結構です。よろしくお願ひします。

奥本議長 阿古市長。

阿古市長 企業誘致につきましては、民間活力の導入といたしまして、現在進めている（仮称）當麻複合施設の周辺エリアにおける商業施設の誘致や、新村工業系ゾーンの工場誘致など地域経済の更なる活性化を推進し、歳入財源の確保に努めてまいりたいと考えております。葛城市的財政状況といたしましては、将来負担比率も早期健全化基準を大きく下回っているなど、健全な状況でございますけれども、先ほど財務部長が申し上げましたように、國の方針によつても地方の財政状況が大きく左右される部分もございます。そのような中ではございますが、基金残高や将来負担比率などの財政指標も踏まえた上で、今後におきまして、葛城市的将来に向けて、未来に対する投資をどれだけ図つていけるのかというところが大きな課題であると考えておるところでございます。

以上でございます。

奥本議長 西井議員。

西井議員 市長が、合併して議員で、私も議員でいろいろとお話をさせてもらったときに、よくおっしゃられたのは、やはり、吉川市長のときも、山下市長のときも、財政見通し、財政状況、これについてはよく質疑されてたことが耳に残ってるわけで、そやから、その面から見て、市長自身は、市の財源を十分検討した上で運営されてることは理解できるなと思っております。また私は、老婆心ながらお願いを兼ねて、嫌な話をするかもしれませんのが、聞いてもらいたいと思っております。市長というのは、一家の家庭でいえば、昔の言い方では戸主かな。我々市議会議員というのは、その中でいったら、戸主の兄弟、弟、妹、姉とかいう状態じゃないかなと。ほんでまた、市民全体は、子ども、孫、ひ孫、そのほか親戚の人間が入つてると。

その中で、親しければ親しいほど、また思惑があつて嫌なことを言う人間もたくさんできてくると。その辺で嫌な話を聞いたら、市長の性格上、あまり正直過ぎるから、すぐに腹が立ってくるような感じがあると思います。しかしながら、もうちょっと、嫌みを言われても自分のために言われてるんじゃないかなと。そういうふうに善意に解釈してもらって、市長に何言うても腹が大きいからというふうに我々も困るぐらい大きな腹を持ってもらって、市民第一の市長の政策自身、これはもう全議員さん、考え方としては、言い方は違うても、市民が第一やと皆さん方思っておられると思います。そんなん違う、市民どうでもええとおっしゃる方は誰もおらないと。そのためにもやはり市長がどんと構えた中で、また議員も市民でございます。嫌なことを言うのは、議会としては、家族でいえば、弟、妹、言いやすいから嫌なことも平気で言う。また、子ども、孫については、子どもが小さかったら、孫が小さかったら、當麻連座へ行って、屋台で欲しいものあつたら寝転がって「買うてくれよ、買うてくれよ」と。ところが無駄なものは財政を考えたら買いにくいく。その中で拒否をすれば、言うことを聞かないと市民も怒ってくると。しかしながら、その辺もちゃんと優しく大きな腹で説明したら、皆理解をしてくれるんじゃないかなと。

その点、私以上に知識を持つて、また高学歴の市長ですので、そのように考えてもらつたら、私がこのような意見を言うよりも、市長がもっとその辺を理解される方と初めから思ってるねんけど、ただ、私、今期で引退させてもらう中で、最後の忠告というか、その中でみんなが一つになって市民のための行政をしようという考え方になったら、市長も腹が立つけど謝るわというふうなところ、柔らかいところを見せてもらうことによって、最終的には市民の政策に結びつくんじやないかと。その辺を私最後の要望として、嫌なことではございますが、市長、どうかその辺頑張って、辛抱するところは辛抱し、また若干頭を下げることによって円滑にいくということを理解した中で、まだまだお元気な状況やし、頭もしっかりしておられますので、どうか市民第一のために頑張ってもらいたいなと思いますし、また、ここにおられる職員の皆さん方も、大変、私、20年間でご苦労をかけて無理難題を申し上げましたが、ご協力どうもありがとうございました。

また、議員の皆さん方、私は大概行儀も悪いし、また、あまり服装にも構わんし、もうお笑いのとおりでございますが、見えも張りたくもないしと。そやから、そういうところの中で、皆さん方、かわいがってもらってありがとうございました。今期で私、立候補を辞退して一般市民としてのんびりと生活したいと思っておりますので、どうか、これをもちまして、今後も葛城市的市民第一で、市民が喜ぶ市政を目指して頑張ってもらうことを皆さん方にもお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

奥本議長 西井覚議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は9月22日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。なお、8日から17日までの間、各常任委員会、予算特別委員会、決算特別委員会、議会改

革特別委員会、葛城市的水道水に関する調査特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時14分